

児童扶養手当を受けている方へ

8月から加算額が変わります！

8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額が変更になります。

従来

子ども2人目
月額5,000円

8月1日～

全額支給：月額 10,000円
一部支給：月額 9,990円～5,000円
(所得に応じて決定されます)

子ども3人目以降
月額 3,000円

全額支給：月額 6,000円
一部支給：月額 5,990円～3,000円
(所得に応じて決定されます)



■支払月について

8月から加算額が増減されますが、平成28年8月分から11月分までは支給月の平成28年12月に支払われます。

■児童扶養手当の現況届など

児童扶養手当の受給者は8月1日(月)から31日(水)までに、特別児童扶養手当の受給者は8月12日(金)から9月9日(金)までに、現況届・所得状況届を提出しなければなりません。

年末調整または確定申告をされていない方は、平成27年分所得の申告が必要です。(所得がなくても手続きは必要となります。)

届け出に必要なもの…印鑑、証書など

■平成29年4月から物価スライド制を導入

物価の上下にあわせて支給額が変わる「物価スライド制」を児童扶養手当の加算額にも導入します。

※児童扶養手当とは …ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

※特別児童扶養手当とは …身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、これらの児童を家で監護、養育している父母などに支給される手当。

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎ 32-2216

応募方法
○各学校・保育所・幼稚園の担任に提出してください。
○保育所・幼稚園の部について
通所・通園されていない方は、直接市役所生活環境交通係まで持参してください。

応募部門
①保育所・幼稚園の部
②小学校低学年の部(1、2年)
③小学校中学年の部(3、4年)
④小学校高学年の部(5、6年)

悲惨な交通事故死をなくす
よう願いをこめて、市内の幼児・児童を対象に「交通安全ポスター展」を行います。交通安全をイメージしながら、描いてみてください。



交通安全
ポスター
作品募集

国保の『限度額適用・標準負担額減額認定証』と『限度額適用認定証』が新しくなります

医療保険

information

現在ご使用の『限度額適用・標準負担額減額認定証』と『限度額適用認定証』の有効期限が7月31日をもって満了となったため、8月以降は使用できません。

8月以降も認定証が必要な方は、次の交付対象に該当することを確認のうえ、市民生活課医療保険係へ申請してください。その際、期限切れの認定証は回収しますので、あわせてお持ちください。

問合せ

医療保険係 ☎ 32-2214

■ 交付対象

区 分	対 象
70歳以上	被保険者及び被保険者が属する世帯の世帯主が市民税非課税の場合に対象となります。
70歳未満	すべての被保険者が対象となります。

■ 申請・更新に必要なもの

①被保険者証 ②印鑑

③マイナンバーカードまたは通知カード

④本人確認ができるもの

運転免許証など写真つきのものは1点

公的医療保険の被保険者証(健康保険証)、介護保険被保険者証、年金手帳など官公庁が発行したものは2点(いずれも有効期限内のものに限る)

※マイナンバーカードをお持ちの方は、そちらで本人確認もできます。(写真つき1点として)

※代理人が手続きされる場合、上記の更新・申請に必要なもののほかに、代理人の方の身元確認ができるものも必要となります。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ 保険料の後払い(追納)をおすすめします

年 金

information

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受取り額が少なくなります。

将来受取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3度目以降の追納の場合、当時の保険料額に

一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

問合せ

戸籍年金係 ☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144



昨年度 幼稚園の部金賞作品

問合せ

生活環境交通係
☎ 32-2215

表彰式

9月30日(金)
交流センターみらい4階
かたらいホール

表彰

○部門ごとに金賞、銀賞、銅賞、議長賞などを決定し、副賞を贈呈します。
○応募された皆さんに参加賞を贈ります。
○審査員は主催者・協賛団体の長が務めます。

展示

9月16日(金)～30日(金)
交流センターみらい1階
展示スペース

応募締切 8月26日(金)